

## ○報告の概要（条例第 39 条の 2 第 1 項関係）

### 1 報告の対象となる行為

報告の対象となる行為は、土地の形質の変更であって、その部分の面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上となる行為です。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている等の工場又は事業場の敷地については 900 m<sup>2</sup>以上が対象です。

ここにいう「土地の形質の変更」とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、土壤汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえ、いわゆる掘削と盛土の別を問わないこととされています。ただし、土地の形質の変更が盛土のみである場合には、報告は不要です。

また、異なる敷地で行われる行為であっても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあっては 900 m<sup>2</sup>以上）となる場合には、全体を一つの行為とみて、届出の対象とすることが望ましいとされています。（参考：「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日付環水大土発第 1903015 号））

### 2 報告の義務者

報告の義務を負う者は、「**土地の形質の変更をしようとする者**」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています。土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、開発事業者がこれに該当します。請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

### 3 報告の期限

報告書の提出は、**土地の形質の変更に着手する日まで**に行うことが必要です。

ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

報告日以降に形質変更の対象地において新たな汚染のおそれを生じさせる行為が行われないことが確定してから届出を行ってください。

### 4 土壤汚染対策法第 4 条第 1 項との関係

条例第 39 条の 2 第 1 項の報告を行う場合は、併せて土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」といいます。）第 4 条第 1 項に基づき、当該土地における土地の形質の変更の届出を提出する必要があります。条例第 39 条の 2 第 1 項の報告を行う際には、法第 4 条第 1 項に基づく手続も併せて行ってください。

なお、条例第 39 条の 2 第 1 項に基づく報告は、できる限り法第 4 条第 1 項の届出と同時に提出するのが望ましいです。

### 5 当該土地等において、特定有害物質による汚染のおそれがある場合

当該土地の形質の変更をしようとする土地の土壤又は当該土地にある地下水が特定有害物質により汚染され、又は汚染されているおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、土壤汚染等対策指針に従い当該土地において土壤汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることがあります。

なお、汚染のおそれがあることが既に明らかである場合は、調査要求に先立ち、あらかじめ法第 2 条第 2 項に基づく土壤汚染状況調査を行い、その結果を法第 4 条第 2 項に基づき、提出した場合においては、調査要求は行われません。

(記載例)

過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書

年 月 日

〇〇 ~~東三河総局長~~  
 〇〇 県民事務所 長 殿  
~~市 長~~

該当しないものについては、取り消し線を引いてください。

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
 報告者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇  
 氏 名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇

県民の生活環境の保全等に関する条例第39条の2第1項の規定により、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等について調査しましたが、その結果は、次のとおりでしたので報告します。

土地の形質の変更に係る事業の名称	〇〇工場新設工事	
土地の形質の変更を行う場所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地、〇〇番地 <small>地番が多い場合は、代表地番と筆数を記載し、別紙に記載</small>	
対象地の概要	対象地面積（事業計画面積）	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup> (事業計画面積：〇〇, 〇〇〇m <sup>2</sup> )
	現在の土地利用状況	昭和〇〇年から操業していた〇〇工場の跡地であり、現在は操業を停止し、建屋が残っている。 <small>文章で具体的に記載</small>
	土地の形質の変更の種類	工場跡の建屋を解体し土地造成（整地）後、共同住宅及び駐車場と緑地を建設する。 <small>文章で具体的に記載</small>
	過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等の調査結果	昭和〇年以前は山林であり、昭和〇年から平成〇年まで〇〇(株)〇〇工場において、〇〇製造過程においてふっ素及びその化合物の使用があり、平成〇年以降は操業が行われていなかった。 <small>できる限り詳細に記載</small>
土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 住所 〇〇市〇〇町〇〇 ・●●●●●● 住所 ●●●市●●●町●●●番地 <small>所有者を全て記載（多い場合は別紙に記載）</small>	
備考	連絡担当者：〇〇課 〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇〇	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 添付書類

○地歴調査結果（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の環境大臣が指定する者（指定調査機関）に委託して行うことが望ましい。）

1 土地の利用の履歴（原則、昭和20(1945)年頃まで遡ること。）

- (1) 地図（住宅地図、地形図等）
- (2) 航空写真
- (3) 登記事項証明書
- (4) その他の情報

2 1により、特定有害物質等取扱事業所の設置の事実が判明した場合（事実が判明しなかった場合は省略）

事業所の設置者に対する台帳類及び資料の閲覧依頼、聴取り等により、特定有害物質の種類ごとの以下に掲げる事項をまとめる。

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	特定有害物質等を使用していた設備、機器等
使用状況	特定有害物質等の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	特定有害物質等の排出時の濃度、排出量、排出期間、排出経路（地下への浸透を含む。）、敷地内処分等
処理状況	特定有害物質等の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	特定有害物質等に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用場所	特定有害物質等の使用場所、建物及び設備の配置状況等
製造状況	特定有害物質等の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等
保管場所	特定有害物質等の保管方法、保管量等

3 その他の情報

- (1) 特定有害物質等取扱事業所の設置の状況以外の土地の利用の履歴及び土地の造成等の履歴
- (2) 特定有害物質等の取扱いの状況
- (3) 過去の土壌汚染等調査の結果
- (4) その他土壌又は地下水の特定有害物質による汚染のおそれの有無を推定するために有効な情報